

別紙

債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）

（目的）

第1条 本特約は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約についての前金払及び部分払の方法等について定める。

（債務負担行為等に係る契約の特則）

第2条 本契約において、各会計年度における工事請負費の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	残 額

2 各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和7年度	0円
令和8年度	残 額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為等に係る契約の前金払の特則）

第3条 本契約に係る前払金について、発注者は、契約書記載の金額以内で各会計年度に次の金額以内で支払う。

—	各会計年度の出来高 予定額の40%相当額
令和8年度	

2 本契約において、焼津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、約款第34条第1項を除く第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期前に前払金の支払いを請求することができない。

3 本契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読み替え後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会

計年度の前払金の支払を請求することができない。

- 4 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、約款第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第 4 条 本契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払金を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払いを請求することはできない。

- 2 本契約において、焼津市工事執行規則第 45 条第 1 項ただし書き中「特に必要があると認める場合」とあるのは「債務負担行為等に係る 2 年以上にわたる場合」と、同規則第 45 条第 8 項ただし書き中「市長が特に必要があると認めたとき」とあるのは「債務負担行為等に係る 2 年以上にわたるもの」と読み替えてこれらの規定を適用する。

- 3 本契約において、当該年度の前払金の支払いを受けていない場合の部分払金の額については、約款第 37 条第 6 項中「前払金額」とあるのは「当該会計年度の前払金額」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、約款第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定を準用するものとする。

- 4 本契約において、当該年度の前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前項の規定にかかわらず、次式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－ { 請負代金相当額 － （前年度までの出来高予定額＋出来高超過額） }
× 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 5 本契約書記載の部分払の回数には、各会計年度末における部分払を含まないものとする。

(債務負担行為等に係る契約の解除に伴う措置の特則)

第 5 条 本契約の解除に伴う措置については、約款第 46 条第 3 項中「第 34 条」とあるのは、「第 34 条（債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）第 3 条において準用する場合も含む。）」と、第 37 条とあるのは、「第 37 条及び債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）第 4 条」と読み替えて、これらの規定を準用する。